

(仮称) 自転車のまち推進計画策定懇談会設置要領

(設置)

第1条 本市の「自転車のまち推進計画」を策定するにあたり、市民から広く意見を取り入れるため、「自転車のまち推進計画策定懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民代表(一般公募委員)
- (4) 行政機関の代表者

3 委員の任期は「自転車のまち推進計画」の策定が完了するまでとする。

(会長)

第3条 懇談会に会長をおき、委員がこれを互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 懇談会は、特に必要があると認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 懇談会の事務局は、宇都宮市総合政策部交通政策課に置く。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成22年3月19日から施行する。